

ビジネスパートナー行動規範(「BP行動規範」)

SGL Carbon SEおよびその関連会社(以下、あわせて「SGL Carbon」という。)は、カーボン業界におけるリーディング・カンパニーの一つとして認識されている。SGL Carbonの目標は、最高の品質基準に基づいた製品を顧客に提供しつつ、その業務を法的、倫理的かつ持続可能な原則(プリンシプル)に則って遂行することである。SGL Carbonは、ビジネスパートナーと共に、我々の業界における基準を設定したいと考えている。

このため、SGL Carbonは、SGL Carbonのすべての従業員を拘束する「行動規範(Code of Conduct)」を遵守してきた。またSGL Carbonは、国連グローバル・コンパクトの参加企業として、その原則及び国際労働機関(ILO)の中核的労働基準(ILO基準)も遵守している。同様に、サプライヤー、下請業者、コンサルタント、代理店、販売店その他を含め、すべてのビジネスパートナーは、当グループに協力する際に、これらの原則およびILO基準を満たすとともに、法的、倫理的かつ持続可能な振る舞いを誓約することが期待されている。

法令および法的規制の遵守

ビジネスパートナーに対しては、各自が業務を展開している国において該当する法令および規制すべてを遵守することが期待されている。また、この中には、国際的に適用される該当法規も含まれる。この点に関して、ビジネスパートナーは、以下を誓約する。

反トラスト法の遵守

ビジネスパートナーは、該当する反トラスト法(独占禁止法)すべてを厳守するとともに、種類を問わず競争阻害的な行為もしくは合意を行わず、違法なカルテルに立ち向かう。

腐敗防止対策の遵守

ビジネスパートナーは、SGL Carbonの従業員、他社の従業員または公務員の決定に対して、いかなる犯罪的もしくは非倫理的な影響も与えることがないよう、積極的かつ精力的にこれを退け、かつ、賄賂の授受、脅迫および横領を含む、社内のいかなる腐敗にも対抗することを誓約する。

輸出管理および通関規則の遵守

ビジネスパートナーは、物品、技術および支払の送付または発送を規制する制裁、禁輸その他の法令、政府命令および政策などを含め、該当する輸出管理に基づいてサービスおよび物品の提供を行うことを誓約する。さらに、ビジネスパートナーは、すべての通関規則を遵守する。

データ保護、ビジネス情報および知的財産の遵守

ビジネスパートナーは、個人情報の取り扱い時に必要とされるプライバシーを尊重し、関連するあらゆるプロセスで機密情報を保護し、該当するデータ保護法を遵守する。

ビジネスパートナーは、第三者の知的財産権を尊重し、託された企業秘密を無断開示されないよう保護する。この中には、盗作対策も含まれる。

会計基準およびマネーロンダリング対策の遵守

ビジネスパートナーは、財務諸表の健全性を保ち、正確かつ完全な会計記録を維持することを誓約する。ビジネスパートナーは、該当するマネーロンダリング対策法に従い、あらゆる形態のマネーロンダリングを防止する各措置を実施する。

利益相反の回避

ビジネスパートナーは、SGL Carbonと協働している際に、直接的または潜在的な利益相反をすべて回避することを誓約する。私的利益および個人的配慮は、いかなる業務上の判断に影響を及ぼさないものとする。SGL Carbon従業員との間に個人的関係が存在する場合（友人、家族関係など）、その者は、意思決定プロセスに関与してはならない。

良好な労働条件および人権

ビジネスパートナーには、その社内全体を通じて人権を尊重し健康で公正な労働条件を供与することが期待されている。また、敬意をもって公平に従業員全員を処遇し、世界人権宣言および国際労働機関（ILO）基準に示された国際的な人権を尊重しなければならない。現地法令に基づいて、この中には、以下のものなどが含まれる。

- あらゆる形式の現代版奴隷制および人身売買など、強制労働の禁止
- 児童労働の禁止
- 18歳未満の若年労働者の有害作業の禁止、若年労働者の最長勤務時間の尊重
- 報復を伴わず、暴力またはハラスメントがない状態で、仲間外れがない協力的な環境の維持
- 国籍、民族、性別、身体障害、年齢、性同一性、性自認もしくは性的指向、宗教および信条、肌の色、妊娠、その他法的に保護される区分などに基づいた報酬、昇進、解雇または退職など、採用または雇用慣行におけるあらゆる形式の差別の排除
- 適切な時期に支払われる形で、また、最低賃金に加え、いずれの場合にも生活賃金に沿った適正な報酬および給付の供与
- 合理的な勤務時間、十分な休憩時間、法的に定められた範囲内の超過勤務
- 各雇用地の労働安全に関する規則への違反の禁止
- 法的に定められていない国においても労働組合の加入の自由に加え、団体交渉を行う労働者の権利の尊重
- 現場における合理的な工場セキュリティの実践

安全衛生

ビジネスパートナーに対しては、緊急事態管理、防火、化学物質の責任ある管理など、継続的改善を含め、体系的な管理アプローチに基づき、安全かつ合理的な形で各自の事業を行うことが期待されている。

ビジネスパートナーは、防災をサポートし、各自の従業員および請負業者が健康リスクにさらされる度合いを最小限に抑える形で、安全かつ健康的で人間工学に沿った勤務環境を提供する方向で取り組む。そのため、特に、以下のことを行わなければならない。

- 特定された危険に加え、危険を最小限に抑えるために導入された関連の防止・是正策を適切な言語で従業員に伝達する。
- 仕事関連の健康障害の防止、事故の防止、熱暴露および高温環境における作業、応急処置、化学物質、火災時の安全確保に関して十分な従業員研修を実施する。
- 適切な保護具および保護衣類を無償にて提供する。
- 火災検知器、消火器など、適切な防火機材を設置する。
- 衛生施設および飲料水を利用できるようにする。
- 仕事関連の健康上の危険および結果的に生じる保護対策を監視し管理する。

- GHS (化学品の分類及び表示に関する世界調和システム) (The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals) に基づいて、使用される化学物質を表示する。
- 国内規制に基づいて化学物質を保管する。

環境および気候保護

ビジネスパートナーに対しては、慎重かつ効率的に資源を利用する形で環境に対する責任をもって事業を遂行することに加え、必要な許認可など、事業所に適用される該当の国内的・国際的環境基準および法規すべてに従うことが期待されている。

有害物質・廃棄物

さらに、ビジネスパートナーは、有害な物質や化学物質の責任ある取り扱い、水、エネルギー、蒸気、燃料等の資源の持続可能かつ責任ある使用、リサイクル、廃棄物の削減および環境有害物質の放出防止、有害騒音の抑制に努めることを誓約する。ビジネスパートナーは、廃棄物、大気放出、排水排出について、安全でルールに適合した取扱い、保存、輸送、処分、リサイクル、再利用および管理を行うようにする。人体または環境衛生に悪影響を及ぼす恐れがある活動については、適切に管理、測定、抑制する。有害物質の放出は最低限に抑えなければならない。ビジネスパートナーは、有害物質の偶発的流出および一時的放出を防止するか軽減するものとする。ビジネスパートナーは、廃棄物の削減に取り組まなければならない、各自の対策を証明できるようにするとともに、土壌の質の確保に努め、定期報告対象の対策をもって確かなものにする。

気候保護、資源効率

ビジネスパートナーは、温室効果ガスの削減を誓約し、自己が設定した目標値について周知する。さらに、ビジネスパートナーは、エネルギー、水、原材料の効率的な使用を推進し、これにより、良好な状態の水、土壌、大気の質を促進し、その悪化を極限まで引き下げる。開発、原材料採取、製造、リサイクルを含む製品ライフサイクルにおいて、再生可能な資源およびエネルギーの利用、環境および健康への被害の最小化を必ず考慮に入れる。

カーボン・フットプリントを最適化し、温室効果ガスを削減するため、ビジネスパートナーは、経済的な方法ですべての天然資源(水、エネルギー源、原材料など)を用い、その保全を行うものとする。再生可能な天然資源の保全を確保するため、ビジネスパートナーは、広く認められた持続可能性の基準および認証のうち、複数の関係者により策定されているものについて、その適用を推進するものとする。サプライヤーにより、またはそのサプライチェーンにて発生した環境および気候への悪影響については、その発生源で最小限に抑制するか解消する。原料削減、代替、回収、共有、保守、再利用、再配分、改修、再生産、リサイクリングなど、循環型経済の諸原則に沿った実践が望ましい。ビジネスパートナーは、環境および気候にやさしい製品、プロセスおよび技術の開発および使用に取り組むものとする。ビジネスパートナーは、会社レベルで達成していく明確な目標値、改善方針、持続可能な資源管理システムにより、原材料、エネルギー、排出、放出、騒音、廃棄物、天然資源および有害物質への依存度を削減していくことなど、継続的な環境の改善を図るとともに行動をもって示すものとする。

物質および材料の責任ある取扱い

ビジネスパートナーは、環境または人体に悪影響を及ぼす物質および材料の使用の回避を誓約し、環境にやさしい代替策を把握しなければならない。ビジネスパートナーは、各国における法的要件に基づいて物質について、登録、申告を行い、該当する場合には物質に関する認可を取得しなければならない

い。また、以下の諸条約の規定を遵守する。

- 水俣条約(水銀の使用に関する条約)
- スtockホルム条約(残留性難分解性有機汚染物質に関する条約)
- バーゼル条約(有害廃棄物の越境移動およびその処分の規制に関する条約)

さらに、材料、化学品、物質に関するその他の法規および仕様であって、各自の事業所または該当市場にて適用されるものについては、随時、全面的に尊重される。

責任ある調達

ビジネスパートナーに対しては、関連の原材料(特に、スズ、タンタル、タングステン、金、コバルト、マイカ)に関して、そのサプライチェーンにおいて、人権および環境に悪影響が及ぶリスクを把握、防止、軽減するためデューデリジェンスプロセスに従うことが期待されている。

ビジネスパートナーは、該当する場合、「OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・デリジェンス・ガイダンス」の諸要件を満たしていない精錬所または精製所からの原材料の使用を回避する。この点に関して、ビジネスパートナーは、該当する場合、紛争鉱物を使用しないことを確認する。

地域社会の権利

ビジネスパートナーには、近隣において土地、水、資源の利用権の存在を了解、尊重することと、先住民および地域社会の権利を尊重することが期待されている。

ビジネスパートナーは、耕作および食糧生産のため自然の水源を大きく損なう過度の水消費を差し控える。ビジネスパートナーは、人の生計に資する土地または森林を取得、建築その他の形で使用する際に、土地、森林および水域からの違法退去の禁止措置を遵守する。

サプライチェーンのデューデリジェンス

ビジネスパートナーには、そのサプライチェーンにおいて人権および環境への影響について、法的拘束力のある諸要件に対応し、特に一次サプライヤーに伝え、監査を行うことが期待されている。

さらに、ビジネスパートナーには、人権および環境に関する諸要件の履行状況を確保するための当方の監査にて、協力し当方をサポートすることに加え、インシデント発生の場合、これら義務の違反状態を最小限に抑えるか終了させるための計画の策定、整備の面で協力し当方をサポートすることが期待されている。データ保護法の諸要件、ビジネス情報または知的財産権の侵害または疑いがある場合、当方の取引関係に関連しているとき、速やかにその旨を当方に報告するものとする。

ビジネスパートナーは、法的に義務付けられているわけではなくても、自社の事業が持続可能な開発に与える影響、目標、ステークホルダー参画に関する計画、進捗状況を一般に開示することが望ましい。

問題報告のメカニズム

ビジネスパートナーは、本規範に定める原則および基準について、積極的にガイダンスを求めるべきである。ビジネスパートナーは、自己の従業員およびサプライヤーによる違反や不正行為の可能性に気が付いた場合には、それらの情報および調査結果を共有し、調査に対し協力するなど、本規範にか

かるすべての懸念をSGL Carbonに報告し、すべての違反を開示することが期待されている。SGL Carbonは、本規範の潜在的な違反を報告するあらゆる個人を尊重し保護するために最善を尽くす。誠意をもって不正行為を報告したビジネスパートナーに対する報復は禁止され、その身元の守秘は確保される。SGLへの報告目的のため、SGLコンプライアンス通報チャンネルを利用する必要がある。匿名の報告も受け付けており、可能な範囲で処理される。

SGL Carbon SE
Group Compliance Office
Söhnleinstrasse 8
65193 Wiesbaden/Germany
Email: confidential-compliance@sqlcarbon.com
電話: +49 (0)611-6029-236

重大な違反およびその非開示または上記の原則および基準を遵守するための努力が不十分な場合は、直前の通知をもって取引関係を終了する可能性がある。そのような場合、SGL Carbonは、かかる違反により生じた損害すべてにつき補償を求める権利を留保する。

本行動規範の遵守

SGL Carbonは、SGL Carbonのビジネスパートナーが、その業務の過程において、また、それらの業者のために業務を行う全ての会社が、本規範の原則および基準の実施に向けて取り組むことを期待する。さらに、ビジネスパートナーは、各自の取引先に加え、そのサプライチェーンに沿ってこれらの諸要件の履行を確保するため適切な措置を講じなければならない。

相互的な信頼に基づく適法な取引関係を維持する目的で、SGL Carbonは、SGL Carbonのビジネスパートナーが本規範を積極的に遵守すること、また、本規範を積極的に遵守することの証として、下記の事項を表明することを期待する。

当社は、SGL Carbonの「ビジネスパートナー行動規範」を受領しており、かつ、当社の契約上の義務に加え、かかる規範の原則および基準を遵守します。

場所、日付

署名(ビジネスパートナー)

会社名 及び 代表印

担当者 記名(大文字)、部署